

広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続 仕様書

1 業務名称

広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続

2 業務目的

大阪の観光拠点において、観光客からの視認性や動線を考慮した場所における案内地図等の情報発信により、周遊性・回遊性を高め、観光促進を図ることを目的に、広告等付き観光案内板（以下、「案内板」という。）を設置する。

設置後は、広告事業による財源をもとにした維持管理を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※ 案内板の設置は、令和 3 年 3 月 31 日までに行うものとする。

ただし、広告料収入を設置等に関する費用の全額に充てた場合はこの限りではない。契約締結までに発注者と協議すること。

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

案内板設置<sup>\*1</sup>及び維持管理等<sup>\*2</sup>を行う。

※ 1…設置は、基礎工事（設置場所に関わる事前調査・試掘を含む。また、試掘の結果、当該案内板の設置が困難であると発注者が判断した場合、試掘後の原状復旧を含む。）、電気線・通信線の引き込みに関する工事を含む。電気線、通信線の地中配管工事の実施に際して、既に埋設されている関係埋設企業体等との調整についても受注者において行うこと。また、電気、通信等の開設手続き等についても受注者において行うこと。工事にあたっては、道路占用許可及び道路使用許可、その他道路管理者（大阪市建設局）及び交通管理者（大阪府警各所轄署）の指示を順守すること。ただし、道路占用許可、道路使用許可及び大阪城公園地区における占用許可については、発注者が申請を行い、それにあたって必要な書類、図面等の作成は、受注者において行うこと。また、大阪城公園地区において文化財保護法に基づく通知又は申請及び大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく協議が必要な場合は、発注者が行う。その他法令上、必要な手続き<sup>\*3</sup>は、原則、受注者において行う。

※ 2…維持管理等には、案内板を良好な状態に保つための保守点検、日常清掃、広告の募集や掲載、破損や汚損等に対する復旧、第三者に損害を与えた場合の対応及び措置を含む。

- ※3…長堀通地区においては、広告物の占有許可申請及び大阪市屋外広告物条例に基づく許可申請を行い、許可を受けてから広告物の掲載を行うこと。
- 大阪城公園地区においては、公園内の案内板については大阪市公園条例に基づく行為許可申請を、道路上の案内板については広告物の占有許可申請及び大阪市屋外広告物条例に基づく許可申請を行い、許可を受けてから広告物の掲載を行うこと。
- 生野コリアタウン地区においては、大阪市屋外広告物条例に基づく許可申請を行い、許可を受けてから広告物の掲載を行うこと。

### ① 費用負担

- ・ 設置に関する費用は、契約金額に含まれるが、受注者の提案により、契約金額の範囲外で受注者の負担とすることも可とする。(受注者が各種申請を行う際の費用及び必要な占有料は、受注者にて負担すること。)
- ・ 受注者が試掘等を行い、地下埋設物等を確認した結果、当該案内板の設置が困難であると発注者が判断した場合、試掘後の原状復旧までにかかる費用は、受注者の負担とする。
- ・ 維持管理等に関する費用は、受注者の負担とする。(電気代や通信料等が必要となる場合も受注者の負担とする。)
- ・ 大阪城公園地区について、現在設置している案内板3基の撤去に関する費用は、受注者の負担とする。
- ・ 破損、汚損等に備え、受注者の判断で保険等に加入しておくこと。故障やトラブル等やむを得ない事情による修繕等についても、受注者の負担とする。
- ・ 広告料収入は、設置に関する費用(受注者が負担する場合)、維持管理等に関する費用及び大阪市への納付金(納付が可能な場合)に充当する。
- ・ 設置に関する費用をすべて受注者が負担する場合にのみ、広告料収入の残余を大阪市に納付することを可能とし、この場合、企画提案において、納付金額及び納付の考え方を示すこと。

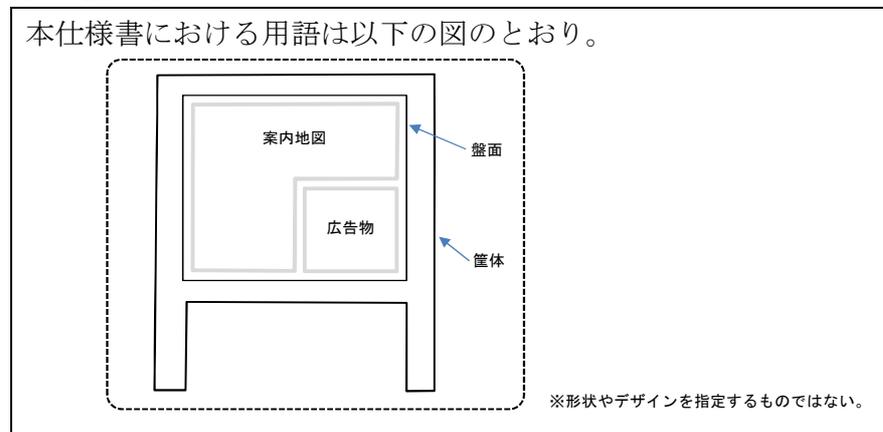
### ② 設置場所

- ・ 長堀通地区(1基)  
四ツ橋交差点と三休橋交差点の間の道路上(新橋交差点付近を除く)
- ・ 大阪城公園地区(3基)  
大阪府中央区大阪城1丁目1番地内及び森ノ宮駅前交差点付近道路上
- ・ 生野コリアタウン地区(1基)  
大阪府生野区桃谷3丁目8番18号地内
- ・ 詳細は添付図面のとおり。(設置に関しての地元等の調整は、発注者が行う。)

### ③ 設置

- ・ 設置場所及び向きは、関係機関との協議のうえ、発注者が決定する。(地下埋設物等の状況により、設置場所の調整が必要になる場合もある。また、大阪城公園地区では、文化財に影響が出ないように、掘削に制約がある。)
- ・ 大阪城公園地区については、現在設置している案内板3基を撤去すること。
- ・ 試掘後、設置物の製作等準備を開始するにあたっては、必ず発注者の了解を得ること。
- ・ 工事にあたっては、誘導のための人員を配置するなど、周辺的安全確保を十分に行うとともに、通行人の妨げにならないよう配慮すること。また、道路占用許可及び道路使用許可の条件を順守するとともに、その他道路管理者（大阪市建設局）及び交通管理者（大阪府警各所轄署）の指示を順守すること。また、これらの許可申請は発注者が行い、それにあたって必要な書類、図面等の作成は、受注者において行うこと。

#### ④ 案内板の構造等



- ・ 構造強度計算により安全性が担保されており、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離等により車両や歩行者に危険を及ぼさないものとする。
- ・ 材質、形状は、美観を損うことなく、公衆に対して危害を与える恐れのないものとする。
- ・ 車両や歩行者に対して、交通上支障を及ぼさない構造、機能とする。
- ・ 案内板の構造は、路面から上部 50 センチメートル以上の見通すことが可能な空間を確保するか、材質の工夫等によりそれと同等の効果を得ることで、道路上に死角が生じないものとする。
- ・ 案内板の利用者に対して、歩行者、車両等の通行の妨げとならないように注意喚起する内容の文言を入れること。
- ・ 案内板は、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。
- ・ 筐体のデザインは、原則、統一したものとする。ただし、大阪城公園地区については、公園内及び史跡の景観や風致に配慮する観点から、発注

者と協議すること。（協議の結果、別のデザインとすることがある。）

- ・ 筐体の大きさは、次のいずれかとすること。  
高さ 2.0 メートル以下かつ横幅 2.0 メートル以下かつ奥行き 0.4 メートル以下  
高さ 3.0 メートル以下かつ横幅 1.4 メートル以下かつ奥行き 0.4 メートル以下
- ・ 横幅は、設置場所の現地状況等を考慮し、基礎を含め、設置可能な寸法とすること。
- ・ 案内板の運用は、24 時間通年対応可能なものとする。
- ・ 照明を使用する場合は内照式とし、夜間でも見やすいものとするとともに、輝度及び色温度は、周辺状況及び景観に配慮すること。また、外付けの照明器具を設置しないこと。
- ・ デジタル盤面は、直射日光等に耐えうる状態で設置すること。
- ・ デジタル盤面においてタッチパネル式を採用する場合は、一般的なパネルは、直射日光による温度上昇により機能停止する特性を有することに十分留意したうえで、案内板の設計、設置、維持管理を行うこと。
- ・ 災害時等の停電時でも案内ができるよう、非常用電源設備を案内板本体に格納して設置すること。
- ・ 感染症対策として、盤面に抗菌・抗ウイルス処理を施すこと。
- ・ デジタル盤面においてタッチパネル式を採用する場合は、感染症の拡大状況により、タッチパネルの運用を中止できる仕組みとすること。

## ⑤ 案内機能

- ・ 表示は、デジタル盤面によること。
- ・ 設置地点周辺地域の案内地図を表示すること。
- ・ 案内地図のデザインや内容は、以下のそれぞれの地区の特性を踏まえて受注者が作成し、その考え方と共に提案すること。その際、施設そのものの案内のほか、施設を訪れる人の目的や関心事が多岐にわたることや、季節に応じた催事等、多様なニーズに応えうる情報発信に留意すること。

《長堀通》

- ・ 案内板利用者の「目的地」となる場所
- ・ 起点となる鉄道駅は「地下鉄心齋橋」
- ・ 案内施設は「御堂筋」「心齋橋筋商店街」「アメリカ村」

《大阪城公園》

- ・ 案内板利用者の「目的地」となる場所
- ・ 起点となる鉄道駅は「谷町四丁目」「森ノ宮」「大阪城公園」
- ・ 大阪城公園内の案内とともに、大阪城を中心に、大阪城・森ノ宮・大手前地区内で観光ルートを設定し、周遊促進を図る
- ・ 「特別史跡大坂城跡」に関する解説を表示

#### 《生野コリアタウン》

- ・案内板利用者の「目的地」となる場所
- ・起点となる鉄道駅は「鶴橋」及び「桃谷」
- ・設置にあたっては、発注者と協議したうえで案内地図のデザインや内容を決定すること。
- ・案内地図のベースとなる地図情報は、1年に1回以上更新すること。
- ・施設等の新設、廃止、移転、名称変更等の情報は、可能な限り速やかに更新すること。
- ・案内地図の著作権は、受注者が有するものとする。
- ・観光情報として、本市では、公益財団法人大阪観光局公式サイト「Osaka Info」があるが、案内板において、このサイトを活用して、どのような情報発信ができるかを提案し、発注者と協議したうえで決定すること。
- ・災害情報として、本市では、大阪府災害多言語情報ウェブサイト・アプリ「Osaka Safe Travels」があるが、案内板において、このサイト・アプリを活用して、どのような情報発信ができるかを提案し、発注者と協議したうえで決定すること。
- ・大規模災害等が発生した場合に、携帯電話事業者による緊急速報メールやLアラート、大阪市の災害情報一斉配信システムなどを活用して、観光客に対し、プッシュ型の情報発信が可能な仕組みを提案し、発注者と協議したうえで決定すること。
- ・行政情報が表示される仕組みとすること。タッチパネルの操作により行政情報に常にアクセスできるような表示方法とするか、もしくは、デジタル盤面に広告物を掲載する場合に、その4分の1を超える割合で行政情報等を表示すること。
- ・公衆無線 LAN「Osaka Free Wi-Fi」を設置すること。
- ・表記は、原則、日本語・英語表記とし、交通施設、観光施設、広域避難場所は日本語・英語・中国語（簡体字）・韓国語表記とする。
- ・表記等は、別紙3「大阪市観光案内表示ガイドライン（令和2年9月）」に準拠すること。
- ・動画及び音声の使用は不可とし、静止画（点滅を含め、一切の動きのない画像を指す。以下同様とする。）の切替えによる表示は可とする。静止画の切替え間隔は15秒以上とする。ただし、切替え間隔は、関係機関との協議により変更することがある。
- ・その他、案内にかかる付加機能、発信手法、表示内容、対応言語数は、受注者の企画提案により、実施すること。

#### ⑥ 広告物の掲載

- ・広告物の大きさは、表示面積全体の2分の1までかつ面積2.0㎡以下とすること。

- ・ 広告物のデザインは、案内板としての本来目的を阻害しないものとする。
- ・ 反射材式ではないこと。
- ・ 受注者は自ら広告物を掲載することができるものとする。
- ・ 広告物の掲載にあたっては、「大阪市景観計画」（令和2年3月変更）、「大阪市屋外広告物条例」、「大阪市広告掲載要綱」、「広告物取扱要綱」、別紙4「観光案内板における広告掲載要領」等の関係法令等を順守するとともに、大阪市が是正指導等を行った場合には、必要な措置を講ずること。
- ・ 広告物の掲載にあたっては、経済戦略局観光課の広告掲載決定通知を受けすること。
- ・ 大阪城公園地区での広告物の掲載にあたっては、大阪城公園の指定管理者である大阪城パークマネジメント株式会社と調整を行うこと。
- ・ デジタル盤面による広告物の掲載も可とするが、動画及び音声の使用は不可とし、静止画の切替えによる表示は可とする。静止画の切替え間隔は15秒以上とする。ただし、切替え間隔は、関係機関との協議により変更することがある。
- ・ 広告物は、原則、文字のみではない、デザイン性の高いものとする。
- ・ 案内板利用者が、広告物を案内板の内容と誤認することのないようにすること。
- ・ 広告料収入が当該案内板の維持管理費用等に充当される旨を案内板に表示すること。
- ・ メンテナンスや大規模災害時等における緊急情報発信が行われる際には、広告物の掲載が行われない場合がある。

#### ⑦ 維持管理及び緊急時の対応

- ・ 案内板利用者の利便性に配慮するとともに、良好な景観形成に資するよう、案内板及びその周辺の清掃等、維持管理計画を企画提案により実施すること。
- ・ 案内板の破損、汚損、倒壊等の事故に対応可能な体制を整え、迅速に原状回復を行うこと。
- ・ 案内板へのビラの貼付や落書き等に対応可能な体制を整え、迅速に除去作業を行うこと。
- ・ 案内板に、掲載内容等に関する受注者の連絡先を掲載すること。利用者や周辺住民等から苦情等を受けた場合は、受注者が対応するとともに、発注者に報告すること。発注者からの対応要請があった場合も同様とする。
- ・ 上記以外の事態が発生した場合は、発注者との協議により速やかに対応すること。
- ・ 緊急時には、24時間通年対応できるようにすること。
- ・ 緊急時の連絡体制を構築し、発注者に報告すること。

## ⑧ 効果検証

- ・ 検証内容は、年1回、観光情報としての利便性（操作性、利用実態）、景観形成（景観や街並みとの調和）、交通管理上の支障（歩行者・自転車・車両の運転者への訴求性、歩行者等の滞留状況）等の観点から行うことを予定している。
- ・ 効果検証の調査手法について企画提案により実施すること。また、得られる情報について示すこと。
- ・ 検証にかかる資料は、発注者と都度協議すること。
- ・ 上記のほか、四半期に1回、広告実績の報告を予定している。

## ⑨ 撤去

- ・ 発注者との協議により、発注者の指定する日から契約期間満了日（令和7年3月31日）までに、受注者の負担において案内板を撤去し、設置場所を原状復旧（基礎及び電気線、通信線の撤去を含む。）すること。ただし、予め発注者との協議により、復旧の程度について合意した場合にはこの限りではない。
- ・ 撤去工事にあたっては、発注者が工事に関する道路占用許可及び道路使用許可を受けてから実施することとし、その許可に付される条件を順守するとともに、その他道路管理者（大阪市建設局）及び交通管理者（大阪府警各所轄署）の指示を順守すること。なお、これらの許可申請は発注者が行い、それにあたって必要な書類、図面等の作成は、受注者において作成すること。道路の原状復旧にあたっては、道路管理者（大阪市建設局）と事前に協議のうえ、指示どおり実施すること。
- ・ 契約解除となった場合は、受注者の負担において案内板を撤去し、設置場所を原状復旧（基礎及び電気線、通信線の撤去を含む。）すること。

## 6 業務報告書等の提出

- ・ 以下のとおり、各書類を2部、提出期限までに提出すること。

提出書類	提出期限	報告内容
① 設置完了報告書	令和3年3月末	・ 設置に関する業務内容について、作業状況、設置物が確認できる写真を添付し報告すること
② 業務及び 収支報告書	各年度3月末 ※令和2年度から 令和6年度まで	・ 地図や施設等の更新状況、広告物の更新状況、案内板の利用状況、公衆無線LANの運用状況、維持管理等業務実施状況、広告の収支状況を報告すること
③ 撤去完了報告書	令和7年3月末	・ 撤去に関する業務内容を、作業状況、撤去後の状況が確認できる写真を添付し報告すること

- ・ 案内板の利用状況及び公衆無線LANの運用状況について、発注者と協議のうえ、日別及び月別にデータを管理し、発注者の求めに応じて提供すること。
- ・ その他、発注者が、提出が必要と認めたもの。

## 7 その他

- ・ 景観への影響が懸念されるため、または、道路管理及び交通管理上安全の確保が困難であるため、案内板を設置できない場合や、一部機能の搭載ができない場合がある。また、試掘等を行い、地下埋設物等を確認した結果、案内板を設置できない場合がある。これらの場合、発注者及び受注者はいずれも、その責任を負わない。
- ・ 業務内容の実施にあたっては、発注者からの指示に基づき協議のうえで実施することとし、業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- ・ 受注者は、事業実施にあたり、各種関係法令及び条例等を遵守すること。
- ・ 受注者は、本件業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要な人員を十分に確保すること。
- ・ 受注者は、発注者との連携を密にし、必要に応じて情報交換を行うこと。
- ・ 受注者は、事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。また、取得した個人情報及び法人情報は、大阪市個人情報保護条例を踏まえて適正に管理すること。なお、収集した個人情報及び法人情報については、契約期間満了後、

直ちに発注者に返還又は引き渡すこと。

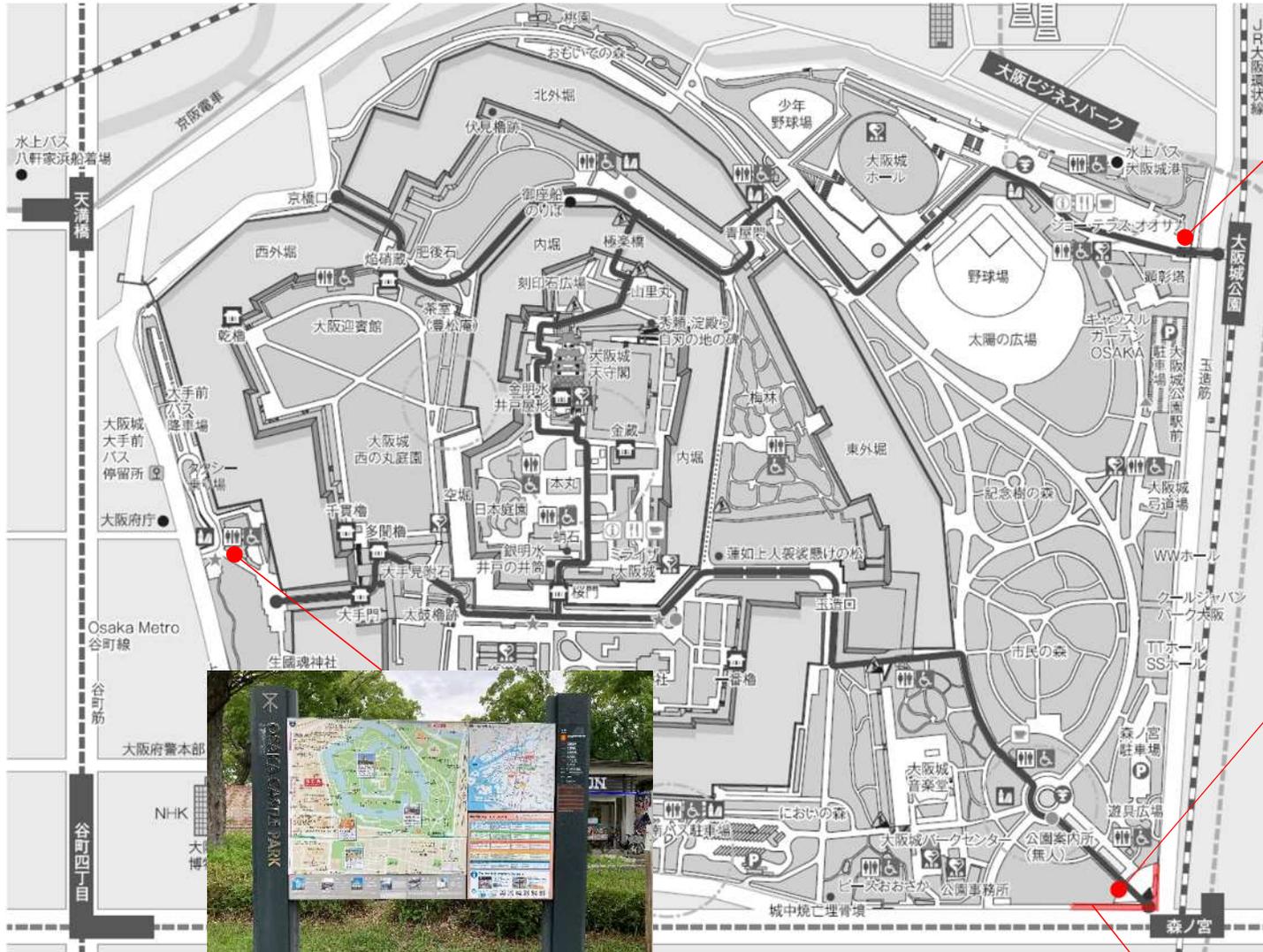
- 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。



# 大阪城公園地区

添付図面

- ▶ 大阪城公園（中央区大阪城1丁目1番）敷地内の既存観光案内板2か所（大手前、大阪城公園駅）を再整備
- ▶ 「森ノ宮駅前」交差点付近の歩道上に1か所新規設置（森ノ宮駅の既存の観光案内板は撤去）



現状（⇒再整備）



現状（⇒撤去）



現状（⇒再整備）

道路上設置場所イメージ

# 生野コリアタウン地区

添付図面

市立生野屋内プール（生野区桃谷3丁目8番18号）敷地内に新規設置（南側道路沿い、1か所）



設置場所イメージ